

船舶事故調査報告書

平成28年9月29日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年4月30日 12時50分ごろ
発生場所	和歌山県由良町白埼北西方沖 紀伊海鹿島灯標から真方位085°550m付近 （概位 北緯33°58.7′ 東経135°03.9′）
事故の概要	漁船箱崎丸は、北北西進中、また、プレジャーボートくすのきは、漂泊中、両船が衝突した。 くすのきは、船長が負傷し、船尾部外板の破損等を生じ、また、箱崎丸は、船首部船底外板の擦過傷等を生じた。
事故調査の経過	平成28年6月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 箱崎丸、4.56トン WK3-19607（漁船登録番号）、個人所有 10.49m (Lr) × 2.60m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数60、昭和57年5月27日 B プレジャーボート くすのき、5トン未満 250-29815和歌山、個人所有 3.71m (Lr) × 1.56m × 0.57m、FRP ガソリン機関、11kW、平成6年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月29日 免許証交付日 平成26年1月20日 （平成31年10月1日まで有効） B 船長B 男性 75歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年2月4日 免許証交付日 平成26年10月21日 （平成32年5月22日まで有効）
死傷者等	A なし B 重傷 1人（船長B）

<p>損傷</p>	<p>A 船首部船底外板に擦過傷、右舷スタビライザに欠損 B 船尾部外板に破損、船外機の脱落等</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の初期、潮流 約1ノット (kn) の南流、水温 約16℃</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、一本釣り漁を終え、由良町神谷^{かみや}で水揚げを行った後、平成28年4月30日12時30分ごろ係留地に向けて発進した。</p> <p>船長Aは、由良町鹿尾菜島^{ひじまき}東方沖で進行方向となる白埼西方沖を見たところ、他船を見掛けなかったため、前路に航行の支障となる船舶はいないと思った。</p> <p>船長Aは、操舵室左舷側の椅子に腰を掛け、約13knの速力（対地速力、以下同じ。）で白埼北西方沖を手動操舵により北北西進中、12時50分ごろ船体に軽い衝撃を感じた後、右舷側にB船を認め、A船とB船とが衝突したことを知った。</p> <p>船長Aは、B船に乗組員が見当たらなかったため、周囲を見たところ、A船の左舷船尾方約10mに船長Bを発見し、船長Bに接近した後、ロープを渡してA船に引き寄せた。</p> <p>船長Aは、1人で船長BをA船に引き揚げることができなかったため、無線で僚船に連絡して救助を要請した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、流し釣りをを行う目的で、12時30分ごろ由良町大引漁港^{おおびき}を出港し、12時45分ごろ白埼北西方沖の釣り場に到着し、船首を北北西方に向けて機関を中立とした。</p> <p>船長Bは、右舷船尾部で台に腰を掛け、船首方を向いた姿勢で、白埼及び海鹿島を見てB船の圧流状況を確認していたところ、衝撃を受けて海に投げ出された。</p> <p>船長Bは、A船の僚船が来援して救助された後、A船により大引漁港に運ばれた。</p> <p>船長Bは、救急車により病院に搬送され、肋骨骨折及び溺水と診断され、7日間入院した。</p> <p>B船は、漁業協同組合の漁船により大引漁港へえい航された。 (付図1 事故発生経過概略図 参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生場所付近の航行経験が豊富であった。</p> <p>A船は、13knの速力で航行すると船首が浮上し、正船首から左に約3°右に約10°の範囲で死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、ふだん、少しの波があれば船首が振れること及び時折上半身を左右に振ることで、A船の船首方の死角を補う見張りを行っていたものの、本事故当日は、海上が平穏であり、ふだんより船首が振れず、また、時折、上半身を左右に振っていたものの、小型のB船の船尾を船首方に見る態勢で接近していたため、B船が見えなかったの</p>

	<p>ではないかと本事故後に思った。</p> <p>船長Aは、救命胴衣を着用していた。</p> <p>B船は、和船型で、船体が白色であった。</p> <p>船長Bは、本事故発生場所付近で約15年流し釣りを行っており、航行中の船舶が漂泊中のB船を避けてくれていた上に、本事故当時、航行する船舶をあまり見掛けなかったため、釣り場で白埼及び海鹿島を見て圧流状況を確認していた。</p> <p>船長Bは、チョッキ型の救命胴衣を羽織っていただけだったので、落水時に脱げてしまった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A あり、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、白埼北西方沖を北北西進中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っていなかったことから、B船に気付かず航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、時折、上半身を左右に振って見張りを行っていたものの、船首を左右に振るなどしていなかったことから、A船の船首浮上による死角に入っていたB船を認めなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、白埼北西方沖において漂泊中、船長Bが、右舷船尾部で船首方を向きながら、白埼及び海鹿島を見て圧流状況の確認をしていて、周囲の見張りを適切に行っていなかったことから、B船に向けて接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、航行中の船舶が漂泊中のB船を避けてくれていた上に、本事故当時、航行する船舶をあまり見掛けなかったことから、白埼及び海鹿島を見て圧流状況を確認していたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、白埼北西方沖において、A船が北北西進中、B船が漂泊中、船長Aが、前路に航行の支障となる他船はいないものと思われ、船首方の死角を補う見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、右舷船尾部で船首方を向きながら、白埼及び海鹿島を見て圧流状況の確認をしていて、周囲の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りをを行うこと。 ・ 救命胴衣等の適切な着用を心掛けること。

付図1 事故発生経過概略図

